

総務・文教常任委員会所管事務調査報告書

1 条例に関する事項

(1) 条例・規則の見直しについて

条例が地方自治の実現の手段として果たすべき役割が高まる中、従来の法制執務（法規審査）に政策的な条例づくりの傾向を反映させること。さらに、実務を基本とする自治立法の具現化を目指して内容を精査し、計画的に見直しを行うことで、自治体法務の充実・強化を図るべきである。

(2) 分権条例の広報公聴について

自主・自律の行政運営を実現し、町民と町が協働してまちづくりを進めるため、分権条例が目指す目的・趣旨を広く周知し、多くの町民に理解されるよう広報公聴に努めるべきである。

2 財産管理に関する事項

(1) 公共施設の適正管理について

公共施設等の適正管理に当たっては、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等により検討を行うとともに、町民に情報提供を行い、意見・要望を採り入れながら取り組むべきである。

(2) 未利用財産等の管理について

未利用施設等について、民間への売却・解体に努めているところであるが、景観の保全、環境の美化に考慮した中で、保全管理に万全を期すべきである。

また、現行の未利用財産処分等の計画は、関係計画との整合性を図りながら見直すべきである。

(3) 未処理用地（未登記公衆道路等）の整理について

未処理用地については、所有権移転等の登記手続きも含め、整備が進められているところであるが、引き続き町有財産として確認、管理し財産台帳に登載するよう努力すべきである。

3 行財政に関する事項

財政健全化について

財政運営については、「持続可能な自治体運営の確立」を目指しつつ運営していくべき

である。

4 事務執行に関する事項

(1) 組織機構等について

組織機構（職員配置を含む）については、本所・総合支所のあり方、地域の実情も踏まえた効率的な組織機構等の充実を図るべきである。

(2) 人材の育成について

多様化する事務事業について適切に対応できる資質と能力を備えるためには、政策形成能力の向上や専門知識の習得が求められていることから、さらなるスキルアップを図るため、職員の役職、性別、年齢等に関係なく、広く研修機会を設けて、人材の育成に努めるべきである。

5 町税等に関する事項

町税等の収入未済額について

町民負担の公平性を維持するため、個々の実情や実態に応じたきめ細やかな対応が必要である。町行政の運営、住民サービス提供のため徴収対策を講じ、さらに収納率の向上を図るべきである。

6 学校教育に関する事項

(1) 教育施設の整備・充実等について

遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の整備・充実を進めるとともに、児童・生徒数の推計による、学校の適正規模・配置等について、保護者や地域住民等と検討を進めるべきである。

(2) 給食食材の調達等について

子どもたちの健康、食に関する意識の向上は不可欠であり、さらに食の安全・安心については、特段の配慮が必要であることから、地域振興の一環として地産地消を推進し、食育に努めるべきである。

7 社会教育及び文化に関する事項

(1) 生涯学習について

遠軽町社会教育施設長寿命化計画に基づき、社会教育施設の整備を進めるとともに、社会教育事業の充実に努めるべきである。

(2) 図書館（室）事業について

さらに充実した図書サービスが受けられるよう利用者のニーズや利便性に配慮した館（室）の運営に努めるべきである。

8 社会体育及び健康づくりに関する事項

体育施設の整備について

町民ニーズや各種大会・合宿誘致の観点からも、遠軽町社会教育施設長寿命化計画に基づき体育施設等の整備・充実を図るべきである。

9 その他に関する事項

(1) 総合計画の推進について

遠軽町の将来の発展を展望した総合計画の推進に当たっては、同計画に基づき着実に推進すべきである。

(2) 陸上自衛隊遠軽駐屯地等の部隊増強・存続について

自衛隊存置の地域に及ぼす影響等を十分配慮し、第25普通科連隊及び遠軽駐屯地について、引き続き関係諸団体と連携し、遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきである。

(3) 公共交通体系の総合的検討について

公共交通体系が崩壊しつつあることから、交通弱者などのニーズに合った公共交通体系を早急に確立すべきである。

(4) 石北線の存続について

石北線の存続については、引き続き沿線自治体や期成会と協議しながら路線存続に向けて国や北海道に強く要望すべきである。

(5) 白滝ジオパーク構想の推進について

白滝ジオパーク構想については引き続き広域的に推進すべきである。